

家きんを飼養されている皆様へ

今年も高病原性鳥インフルエンザ等の  
防疫対策の徹底をお願いします。

【昨シーズンの状況】

・R2年11月の香川県における発生以降、本年3月までに18県で52事例の飼養家きんにおける高病原性鳥インフルエンザが確認され、この間に過去最大の計987万羽を殺処分。

【本年4月以降の状況】

・アジアでは韓国、台湾、ベトナム等において、欧州ではフランス、ポーランド、ドイツ等において、飼養家きんにおける発生を確認。

・野鳥についても、我が国へ飛来する渡り鳥の営巣地があるロシア及び中国において、広い範囲で発生を確認。

※これらの発生状況を考慮すると、

今シーズンも我が国は嚴重な警戒が必要！

＜飼養衛生管理基準の主要7項目の完全徹底を！＞

- 1.衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目13)
- 2.衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目14)
- 3.衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目15)
- 4.家きん舎に立ち入る者の手指消毒等(項目20)
- 5.家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用(項目21)
- 6.野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、  
点検及び修繕(項目24)
- 7.ねずみ及び害虫の駆除(項目26)

鳥インフルエンザの情報を掲載した農林水産省ウェブサイト：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

異常をみつけた場合には直ちに山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018